

1 開催日 平成28年6月28日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 市教委第30号 高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第3 市教委第31号 高知市社会教育委員の委嘱について
- 日程第4 市教委第32号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第5 市教委第33号 高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について
- 日程第6 市教委第34号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
- 日程第7 市教委第35号 平成28年度教育委員会事務の点検・評価について
- 日程第8 市教委第36号 高知市公立学校教員に係る処分等について

- 報告
- 新図書館等複合施設「オーテピア」ロゴマーク募集について
 - 高知市中学校給食の運営に関する実施方針(案)の策定について
 - 平成29年度学校給食調理業務民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について
 - 第456回市議会定例会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について
 - 平成28年6月市議会個人質問概要について(教育委員会関係)
 - 高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校の決定について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課副参事	今 西 和 子
	教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
	生涯学習課長(参事)	吉 野 晴 喜
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	少年補導センター所長	澤 本 光 男
	教育研究所長	多 田 美奈子
	民権・文化財課長	依 光 桃 子
	教育政策課課長補佐	吉 本 忠 邦
教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子	
教育政策課主査	北 岡 美 樹	

1 平成28年6月28日（火） 午後3時30分～午後5時30分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

横田教育長

それでは、ただいまから、第1167回高知市教育委員会6月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員お願いいたします。

野並委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。日程第2 市教委第30号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の依光と申します。3ページの表をご覧ください。春野郷土資料館運営審議会委員についてご説明をいたします。春野郷土資料館運営審議会は資料館の運営等に関し、必要な事項を協議することを目的に、条例により設置をされております。今回、任期満了に伴うものですが、5名中3名が新任です。

1番の片山美弥子さんは、高知市指定の民俗文化財「西畑人形芝居」の保存に中心となって取り組んでおられる方です。2番の加納弘史さんは、春野市民図書館の運営委員長です。3番の彼末富貴さんは、高知県立大学健康栄養学部の助手で、郷土料理に詳しい方です。4番の宅間一之さん、5番の中越健司さんは、ともに再任です。なお、女性委員の比率は40%となっております。以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関して質疑等はございませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

横田教育長

それでは特にご意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第30号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第31号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の吉野でございます。社会教育法第15条に定めます社会教育委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

今回、昨年7月7日から2年間の任期の途中であります、高知市小中学校PTA連合会 前会長 森下健一さんとNHK高知放送局 前放送部長 宮越亮さんを解嘱し、新たに高知市小中学校PTA連合会会長 前田修一さんと、NHK高知放送局 放送部長 大塚秋人さんを委嘱するものです。前田さんにつきましては、高知市小中学校PTA連合会の会長交代によるもの、また大塚さんにつきましては、社の人事異動により前任の宮越さんが東京へ転勤したことによる委員の交代となっております。

なお、新たな2名の方の任期につきましては、高知市社会教育委員に関する条例第4条第4項により、前任者の残任期間となりますことから、本議案の月末以降の委嘱期間の平成29年7月6日までとなります。6ページをお開きください。高知市社会教育委員の名簿でございます。現在18名の委員中、5名の方が女性でありますことから、女性の比率が約28%となっております。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等がありましたらお願いをいたします。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

横田教育長

それでは特にご意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第31号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第31号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第4 市教委第32号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の溝渕です。

まず、8ページ、9ページの「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」をご覧ください。教職員の新たな職につきましては、平成20年4月1日に施行されました学校教育法の一部を改正する法律により副校長、主幹教諭、指導教諭の配置が可能となっております。

本市では、現在、小中学校につきましては、主幹教諭、指導教諭につきましては、配置をしておりますが、副校長につきましては、現在、教頭2人制で対応しており、また、配置に関する整備を行っているところでございます。今回の規則の一部改正につきましては、高知商業高等学校において、今後、副校長の職を置くことで、副校長の配置を可能とするための整備をいたしたいというものでございます。

それでは議案書の9ページの方をご覧ください。新旧対照表となっております。今回のこの管理運営規則の改正は、第19条の校長職務代理者につきましては、副校長を置く場合にあっては、副校長を加えるものでございます。また、18条の「図る」の文言を、ひらがなから漢字に改めるものです。

この規則は、平成28年7月1日から施行することとしています。なお、副校長の職の配置につきましては、この後の議案にもございますが、高知市教育委員会職員職制規則の改正において定めることとなっております。補足となりますが、副校長は現在、県立高校におきましては、6校、岡豊、

高知工業、南、西、須崎、須崎工業に配置されておりまして、学校規模の大きな学校又は対外活動の多い学校について効果が高いとされております。

高知商業につきましても、今後は、近年の進学希望者が増加することへの対応としまして、新たな大学制度への対応でありますとか、また時代を先取りした商業教育の推進、又は校長の代理や補佐、学校外への調整等を、一定の権限を持った副校長の配置により、校内指導体制の強化並びにチーム学校の推進に当たり、大変重要な役割を果たすものと考えていますので、是非、ご審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等がありましたらお願いをいたします。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

横田教育長

それでは特にご意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第32号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第5 市教委第33号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。私の方から、市教委第33号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正」についてご説明をいたします。

この規則は、公の施設の指定候補者の選定に係る審査等を行うために設置する指定管理者審査委員会の組織及び運営等について定めたものでございます。資料12ページ以降の新旧対照表をご覧くださいただけですでしょうか。

今回の改正は、市長部局におきまして、高知市指定管理者審査委員会条例の改正を6月市議会定例会の方に諮り、本年7月1日から改正することとしておりますので、教育委員会におきましても、合わせて本規則の審査会の委員の規定を改正するものでございます。主な改正の内容としましては、第3条第1項に規定する学識経験を有する者の委員の数を、3人以内から4人以内に改正するものでございます。

また、本市職員の委員につきましては、第3条第2項及び第3項において規定をしておりましたが、第3条第2項第1号から第3号に掲げる職員に加えまして、第4号にその他教育委員会が指名する者をその対象に追加をし、総務部副部長の職にある者のほか、その職員以外から2人以内を教育委員会が委嘱又は任命するものでございます。

次に、第5条の組織及び会議の特例につきましては、今回改正を行います条例に規定をするため、規則から削るものでございます。したがって、公布日は条例改正の施行日と合わせまして、平成28年7月1日の予定としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関して質疑等ございませんか。

森田委員

その3名から4名以内にする、その増えるという背景について教えていただいていた方がいいですか。

教育政策課長

今回指定管理の審査に当たりまして、市議会の方から一定の見直しの必要があるのではないかと
いうご意見をいただきまして、市長部局の方で審査会の在り方、委員の数であったり、その中身で
あったり、そういったものを検討した結果、議会の方からのご意見を反映する形で今回の条例改正
に至ったという経過があったと聞いております。

橋本教育次長

ちょっと補足をいたしますと、ここの見直しの過程の中で言いますと、従来から学識経験の方は
3名いらっしゃったのですが、その中でやはり指定管理者候補者の審査に当たって、その指定管理
者の例えば「経営に対する収支」、「経営状況」、「決算の状況」とか、そういう会計面での審査を
できる方を追加すべきではないかということから、そういった方も入れる想定で1名増加という形に
なっております。

森田委員

ありがとうございました。

横田教育長

第3条第2項で第1号の者のほか2名だったら、全部で3人ということですか。

教育政策課長補佐

そのとおりです。

横田教育長

4人以内の、そのもう1人は。

教育政策課長補佐

4人以内は、第3条第1項の学識経験者です。

橋本教育次長

第1号が4人で、第2号が3人です。

横田教育長

専門的な知識又は識見を有する委員が4人で、これは外部の委員さんということですね。2号が
市の職員のみ3名で、そのうち1人は第1号の総務部副部長で、ほか第2号から第4号のうちで2
人出すと、そういう答えですね。

西森委員

1号から3号というのは、従来にしても、今回でも、第3条第2項の第1号から第3号の、これ
は充て職で自動的に決まってしまうということですから、第4号だけが広く誰かを指名する
ということですね。委嘱又は任命と書いてあるのですが、1号から3号の方というのは、事実上委
嘱行為か任命行為かは決まってくる感じですか。

橋本教育次長

まず、総務部副部長、それから財務部副部長というのは市長部局の職員になりますので、こちら
について任命権は教育委員会にはございませんので委嘱という形になります。

それから3号につきましては教育委員会です。最後、4号につきましては、
教育委員会が指名いたしますが、これが、市長部局の方を指名する場合がありますので、また内部
ということであれば任命になりますし、市長部局を指名すれば委嘱という形になりますので、こ
こは、4号の委員がどうなるかということによって、どちらになるかというのは変わってこようか
と思います。

西森委員

わかりました。

横田教育長

それでは特にご意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第33号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第33号は、原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第34号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課高岡です。市教委第34号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正」についてご説明いたします。本規則では、地方公務員法の改正に伴う職名の見直し等に伴い改正を行うものです。資料16ページ以降に、新旧対照表を載せております。

地方公務員法の改正では、職務給の原則を徹底するために本年4月から、地方公共団体は給料表ごとに、等級別の標準的な職務を定めた「等級別基準職務表」を給与条例で定めることが必要となりました。これまで本市では、規則において、等級別基準職務表を定めておりましたが、今回の地方公務員法の改正に合わせて、内容の一部見直しを行った上で、高知市職員給与条例に規定することといたしました。

主な改正内容につきましては、行政職給料表において2級の主事及び技師を、主査補及び技査補とし、5級の係長級職員を主幹、5級の課長補佐級の主幹職員を管理主幹とするなどの改正が行われました。また、技能労務職給料表においても、5級の主任労務員を、専門主任労務員とする改正が行われました。

このことに伴いまして、教育委員会におきましても、本規則の一部改正を行うものでございます。

また、これに加えて、本年4月1日付け人事異動において教育委員会に配置をいたしました「文化振興管理監」を第4条第2項に加えるとともに、高知市立高等学校に置く教員として副校長を配置することができるよう、第10条第2項に規定する教員の職名に「副校長」を加えるほか、規定の整備を行うものでございます。なお、本規則は、本年7月1日からの施行とし、適用は本年4月1日とさせていただきます。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございませんか。

委員一同

【なし】

横田教育長

それでは特にご意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第34号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第34号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第35号「平成28年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。資料は、別に1枚もので配布をいたしておりますが、「平成28年度教育委員会事務の点検・評価について」の資料の方をご覧くださいと思います。

まずこの制度の経過からご説明をさせていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定によりまして、平成20年度から教育委員会では、所管する事務の管理執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成の上、議会に提出をし、公表することが義務付けられております。本市での、点検評価の取組は、今年度で9年目となり、過去5年間の対象事業につきましては、資料の1の(2)の平成23年度の取組から、(6)の平成27年度の取組までとなっております。

また、この点検・評価につきましては、対象年度の事業について、計画、実施、評価、見直しの点検サイクルで行われるわけですが、改善点を翌年度の施策に反映をさせるために、その年度の事務の管理執行状況の点検評価を行い、その結果に関する報告書を、裏面の3の方にスケジュールを記載しておりますが、今年度の12月議会に報告をいたしまして、併せて高知市ホームページに公表することとしております。

次に、今年度の対象事業は、裏面の2の平成28年度の取組をご覧くださいと思います。対象事業としましては、今年度の重点的な事業で、かつ継続性のある事業と位置付けております3つの事業で、全てが昨年度からの継続事業となっております。それでは、個々の事業について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、「保・幼・小連携教育の推進について」でございます。平成27年4月からスタートした、「子ども・子育て支援新制度」においては、その目的の中に保育と教育の質の向上があり、市長部局と教育委員会の連携、協力により、保育所、幼稚園等と小学校との連携のための取組を促進することが国の方からも示されております。本市におきましても、市長マニフェストにおける基本政策4の中に、保育所、幼稚園、小学校の連携推進が掲げられており、本事業の狙いである保・幼・小の人、組織、教育をつなぐ取組の推進が明記されております。

また、教育委員会で作成をしております「高知市教育振興ビジョン」においても、「保・幼・小連携の充実」を本市の喫緊の課題である学力向上と不登校対応の基盤を成すものとして位置付けておりますことなどから、保・幼・小連携教育の推進につきまして、今後ますますの充実を図ってまいります。

2点目といたしましては、「不登校対策の推進について」でございます。不登校の現状といたしましては、現在も非常に厳しい状況が続いており、その要因は、家庭環境や情緒の不安定など多岐にわたっております。児童生徒にとって、安心、安全な居場所づくりは喫緊の課題であり、学校や関係機関との連携を含め予防的、組織的な取組の充実を図ってまいります。

具体的には、児童生徒の課題や置かれた環境との相互作用で起こっている問題に対して、福祉的な視点から働きかけるスクールソーシャルワーカー活用事業を行います。また、学校カウンセラー推進事業では、積極的に相談しやすい環境づくりを行い、不登校の未然防止、早期対応を図ります。さらに、「遊び・非行」型の不登校児童生徒が自分自身を見つめ直す居場所として、児童生徒等自立支援教室を設置し、学校復帰や進路保障のための相談や、学習を行ってまいります。

3点目といたしまして、「学校給食における地産地消、食育の推進について」でございます。

学校における食育を推進する中で、児童生徒に地元の食材への関心を高めるとともに、地域の人材や関係機関とのネットワーク化を進め、第2次高知市食育推進計画にある学校給食の地産地消、地場産品を活用する目標指数について、教育活動の内容や質の向上に結びつく目標を検討してまいります。

また、平成30年度からの中学校給食の完全実施に向けて、高知市産や高知県産を中心とした地場産物の調達体制について検討してまいります。本年度は、以上の3事業につきまして、点検・評価をお願いしたいと考えております。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございませんでしょうか。

谷委員

去年の④の「教育一貫校の推進（土佐山学舎）」で義務教育学校に行川学園もなったんですが、これについては、28年は取り上げずに、その他の3点を取り上げてやるという、その辺りはどのように考えてのことでしょうか。

教育政策課長

本年度、学校教育法の一部改正に伴いまして、行川小・中学校と土佐山小・中学校が義務教育学校への校種変更を行ったこともありまして、土佐山学舎におきましても、今後新たな教育課程含めて小中一貫校教育を推進するというようにしておりますので、教育内容であったり、教育効果についての検証は、土佐山学舎だけではなくて、行川学園の方も合わせてやるような形で、今年度ではなく、来年度以降の方が好ましいのではないかと、事務局の方で一定そういう判断をさせていただきまして、今回土佐山学舎の分につきましては削除することとなりました。

谷委員

義務教育学校が始まったばかりなので点検評価も必要かなと思うのですが、不登校対策も重要ですし、学校給食も目前的なので、妥当かなと思います。

土居教育次長

義務教育学校、土佐山学舎につきましては、準備の段階で動いてきたものについては、開校後1年を経まして、一定の方向性として固まったのではないかと考えております。

今後、義務教育学校化することにつきましては、先ほども申しましたように、自然体というか、行川も含めてということで、少しここで一度猶予期間をいただいた上で、再度その歩みが確かなものであるかについて、点検評価をいただきたいと思います。今年そのまま継続ということになりますと、これまでの土佐山の取組をなぞるような形になろうかというところもございましたので、今年はいったん評価の対象から外し、また状況に応じ、本市としての義務教育学校の方向性が定まった時点で評価を仰ぎたいと考えています。

谷委員

わかりました。

西森委員

平成23年から学力向上対策がしばらく続いて、時々、もう少し細かい目的というか、就学前教育の推進という形に変わったり、26年のうちにもう1回学力向上対策が復活したり、27年保・幼・小連携もやっぱり学力向上対策で、28年の分もやっぱり学力向上対策の基盤であるという話でした。

教育長が書かれた「学力向上対策第二ステージの締めくくりに向けて」に書いてあって、学力向上も総括の時期に来てるのかなという感じがするのですけれども、今年これは取り上げなくてもよいと感じでしょうか。

土居教育次長

実は、事務局内で議論した時も、ここは非常にどうしようかということをお話し合っていました。これまでの状況を見ていただきましても、学力向上対策という広い形での評価をいただいた年と、それからその中で、中心になる事業について評価いただいた年と分かれていたかと思えます。

本年度につきましては、新教育課程の改正に向けても、いわゆる保・幼・小から継続した流れをどうするかという視点とか、それから未来に向けて子どもたちにどういう力をつけなければいけないのか、そのためのアクティブラーニングというような考え方が出てくる中で、そのベースになる

ものが、やはり保・幼・小における子どもたちの学びではないかと、そういうご指摘、主張もございますので、学力向上対策の根幹、スタートになるものということで、この保・幼・小連携という評価をここでもう1度してみたいということです。これまでどちらかと言うと継続するとか、つなぐということにベースを置いていたわけですが、学力向上対策とか、子どもに力をつけるという、最も根っこの部分が、この保・幼・小の部分にあるのではないかと、そこと学校教育をどうつなげるかという視点で評価をいただこうという意味で、こういう形にさせていただきました。

西森委員

わかりました。

横田教育長

それでは特にご意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第35号「平成28年度教育委員会事務の点検・評価について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第35号は、原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第36号「高知市公立学校教員に係る処分等について」を議題とします。

この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

横田教育長

秘密会を解きます。

続いて報告事項です。「新図書館等複合施設「オーテピア」ロゴマーク募集について」事務局からの説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣です。ご報告をさせていただきます。カラーのチラシがあると思います。それをご覧になってください。新図書館等複合施設「オーテピア」ロゴマーク募集のチラシでございます。

右下を見てください。新図書館の内容をお示ししています。新図書館等複合施設は去年、募集、公募いたしまして「オーテピア」になりました。3つの館から構成されています。1階は健康福祉部所管で「オーテピア高知声と点字の図書館」、2階から4階が、県立図書館と市民図書館が共同運営をする「オーテピア高知図書館」と、5階が「高知みらい科学館」でございます。

これら3つの館のPRをしていかなければいけないので、パンフレット、ホームページ、建物看板、案内サインなどで使用するために、ロゴマークを公募していきます。ロゴマークは、シンボルマークと、「ロゴタイプ」という、オーテピアという文字を組み合わせたロゴマークを募集するものでございます。募集期間は7月1日から8月31日の2か月間、最優秀は1点で20万円、優秀賞は2点で賞金2万円でございます。以上でございます。

横田教育長

この件について、何かご質問等ございませんでしょうか。

西森委員

決定についてですが、「新図書館等複合施設ロゴマーク選考委員会（仮称）において審査」とありますが、この委員さんはまた、後日組み上げるという感じですか。

市民図書館長

現在、委員については調整しているところで、デザイン関係の委員さん、そういう人がロゴマーク選考委員会については、主な委員となっています。

横田教育長

これは定例会に諮るわけじゃないですよ。

市民図書館長

諮りません。おそらく結果を教育委員会定例会の時に報告させてもらうように考えています。発表時期は来年2月を想定しています。教育委員会にかけてご議論していただくというのではないです。

西森委員

条例上、どういう位置付けになるのですか。これはこれでロゴマークとするとかはしないのだろうという気がするのですが、著作権の財産になってくると思うので、特に県市合同なのでややこしいと思うのですが、一種の財産目録のような、「うちの著作権です」みたいな登録がされる感じなのですか。

市民図書館長

ロゴマークについては、商標登録を県と市共同で行うことを考えています。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

_____ 【は い】 _____

横田教育長

続きまして「高知市中学校給食の運営に関する実施方針（案）の作成について」事務局から説明をお願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。それでは、私の方から平成30年度中の中学校給食の完全実施に向けまして、お手元の実施方針（案）を作成しましたので、ご説明させていただきます。

説明の方は、A4横の概要版で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。まず、資料1ページをご覧ください。

大きく4点、センターにおける給食運営と施設整備、学校における給食運営と施設整備、食に関する指導、センターの運営方式についてご説明いたします。

次に2ページをご覧ください。提供方法でございます。センターでは大量調理の温度管理基準により、温かいものは65度以上、冷たいものは10度以下で提供できるように、イメージ写真にありますような、保温保冷に優れた食缶を使用します。また、仕上がりから食べるまでをできるだけ短縮するために、各校1台の配送車を用意して配送します。

次に、献立の提供でございます。考え方といたしましては、学校給食摂取基準に基づきまして、中学生に必要な量や栄養価、嗜好を考慮し、献立を立案します。また、給食が生きた教材として食に関する指導に活用できるよう、各センターで独自献立を実施する日も設定いたします。多様な献立への対応のために、設備、人員体制の整備とともに数種類の食器を導入します。献立によって、使用する食器が変わってきますので、盛り付け表などをお示ししまして、生徒が盛り付けの際に混乱しないような工夫をまいります。

次に、食材調達と地産地消でございます。センター稼働後、新たに約6千食の食材が必要になりますので、現在の調達方法を生かしながら、給食全体での必要量の確保に向けまして、関係機関や生産者等との連携を進めてまいります。また、食材の配送についても、市全体で整備していく必要がありますので、今後、関係機関と協議してまいります。

次に、食物アレルギー対応の提供方法につきましては、高知市立学校におけるアレルギー対応マニュアルに沿った対応とし、写真にありますような保温保冷に優れた個別専用の容器を用いて配送します。センター配膳室、教室等それぞれの場所で確認した上で、生徒に提供いたします。

3ページをご覧ください。異物混入への対応でございます。施設の対策としましては、エアカーテンや別紙の写真、このカラー刷りの写真があると思えますけれども、この写真にありますようなドック式のエアーシェルターを設置し、虫の侵入防止を、食材への混入に対しては、金属探知機の導入、またソフト面としては、手引きを策定しまして調理員に周知することなどによって、異物混入を防ぐ体制を整備いたします。また、学校で異物が発見された際にも、迅速に対応できるよう体制を整備します。

次に、残食調査と廃棄方法でございますが、もし残食があった場合は、教室で元の食缶に入れて、センターへ持ち帰ります。センターでは、学校別に、主食、副食の残食を集計し、その結果を学校に情報提供することで、今後の指導に活用してまいります。以上が運営に関することで、次に施設整備関係です。

4ページをご覧ください。調理過程での衛生管理としましては、パススルーの冷蔵庫やカウンター等を設置することで、食材の動線が一方通行となるよう整備いたします。また、保健所や学校薬剤師等からいただいた意見も反映した設計といたします。

次に、食物アレルギー対応調理室についてでございます。アレルギー対応食2種類に対応できる調理室として整備します。対応者の多い乳と卵が持ち込まないような運用を行います。その他、会議室や見学できるスペース、調理実習室等も整備します。

最後に防災機能でございます。センターの敷地内に備蓄倉庫を整備し、有事の際には、炊き出し拠点となるよう整備します。しかし、学校の再開に合わせて、給食を再開する必要がありますので、避難所の位置付けではなく、あくまで炊き出し拠点とし、炊き出しに必要な食料、水、燃料等の確保についても、防災対策部と連携し、整備してまいります。

5ページをご覧ください。配膳室とその使用方法でございます。給食センターからは、写真のようなコンテナを使用しまして、各学校の配膳室に搬入出すこととなりますが、学校ごとに配膳室の広さや使用するコンテナの数が違ってまいりますので、可能な範囲でコンテナの置き方などを工夫し、生徒の動線が一方通行となるよう整備いたします。また、受取時の混雑防止のために、学級数に対応した整備配置や食器、食缶の配置を工夫するとともに、アレルギー対応食は、別の配膳台を用意して、個人別容器により確実な受渡を行います。2の学校での運営と施設整備については、以上でございます。

7ページをご覧ください。食に関する指導についてでございます。まず、センター、学校の連携による指導についてですが、給食を生きた教材として活用する食に関する指導としましては、センターの栄養教諭等が、健康と食生活、高知の地場産物や食文化、食事のマナー等、給食時の放送原稿や掲示板に、あるいは学級担任が活用できる様な資料を作成いたします。また、栄養教諭等が学校訪問して指導を行う体制等も整備し、指導の充実を図ってまいります。

次に、料理教室、職業体験への対応です。センターには40名程度の実習が可能な調理実習室を整備します。給食の提供だけでなく、児童生徒や地域の食育推進の場となるよう活用してまいります。

最後になります。8ページをご覧ください。センターの運営についてでございます。センターの運営に当たっては、約3千食を作る施設の規模から、配送員なども含めると2つのセンター合計で、90人ほどの人員が必要となります。今回のセンターは、民間委託導入の3要件を満たす施設であり、

これまでの直営の実績や、民間委託の実績などを基に、また、他市の状況も参考にしながら、運営経費、調理員の配置、大規模災害時の対応、直営調理場への影響等の項目について、直営方式と民間委託方式の検討を行いまして、センターの運営方式につきましては、民間委託方式を採用することとしております。私からは、以上でございます。

横田教育長

この件につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

西森委員

給食が導入されて、学校給食費の問題が付いてくると思うのですが、大体今は引落しでできるように、手続を取っていることが多いと思いますけど、今、大体もし数字が分かれば、引落しの導入はどれくらい進みますか。一時期未徴収の問題が結構大きかったですよね。

横田教育長

現在、口座引き落としになっている割合ですか。学校というか、一人ひとりですよね。

教育環境支援課長

基本は学校で、現金対応にします、あるいは振込にしますということなので、小学校で現金対応しているところは1校だけです。

横田教育長

それ以外は、全員が振込、引落しになっているということですか。

教育環境支援課長

ということです。場合によっては、やっぱり現金で持って来られるご家庭も完全にはないとは言いきれないと思いますが。それぞれ条件が整ってきたら現金徴収から引落しに変更していくのだとは思いますが。

西森委員

本当に、皆がすごく楽しみに待っていると思いますし、アレルギーのことが食の上ではやっぱりリスクとしては怖いわけですけど、何年前にあったような、学校の先生が給食費をお願いするのに家庭訪問して、という話を聞くと、辛かったので、やっぱり今後、出てくる問題だと思いますので。その対応について項目が概要版の方にあったかと思います。6ページの右下に「私会計を開始する方法で協議」とお書きになられてましたけど、おそらく引落しする方向で周知されるということですよ。

教育環境支援課長

集金につきましては、基本的には私会計と考えていますので、センターで引落しをやるのか、また学校で引落しするのかということは、未だ決定していませんので、基本的には、引落しをする方向で考えていきたいと思っています。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

続きまして「平成29年度学校給食調理業務民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。本件につきましては、6月定例教育委員会で実施予定校の決定を議決するものでございますが、学校、保護者への説明を優先させるため、5月に教育長専決とし、学校、保護者への説明会通知後の定例教育委員会で報告するものとなっております。

お手元の資料をご覧ください。まず、「学校給食の民間委託について」でございますが、高知市の学校給食調理業務民間委託につきましては、平成20年3月に策定されましたアウトソーシング推進計画に基づき実施しております。

これまでの経過といたしましては、平成21年4月から潮江東小学校での試行を開始し、その検証結果を基に、民間委託の対象校となる3条件を満たす学校につきましては、平成23年度から、基本的に、年度ごとに2校を新規開始する「学校給食調理業務民間委託の今後の方向性」が決定されております。本年4月時点での対象施設は、17施設となっております。平成23年度の潮江東小学校、長浜小学校、横浜新町小学校をはじめとしまして、平成28年度の朝倉小学校、朝倉第二小学校の14施設で実施しております。

次に、2番についてでございます。来年度は、横内小学校の1校において、学校給食調理業務の民間委託を実施したいと考えております。3番、新規実施予定校の保護者への説明会等の開催につきましては、対象の学校長、PTA役員、教職員への説明を6月23日に実施したところでございます。最後に、「4 その他」としまして、予算についてでございますが、この委託業務が平成29年4月からの実施となりますので、予算案を平成28年9月市議会定例会に提出させていただきたいと考えております。報告は、以上でございます。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

続きまして「第456回市議会定例会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。平成28年6月市議会定例会提出議案一覧の資料の方をご覧くださいでしょうか。教育長の専決を受けまして、今議会に提案をいたしました議案は、条例議案4件でございます。

初めに、(1)「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。資料集の1ページ、2ページに条例議案、3ページから5ページに新旧対照表を載せております。内容につきましては、今年4月に関連いたします国の政令が改正、施行されたことに伴いまして、傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率及び休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるもの等でございます。

次に(2)「高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。資料集の6ページに、条例議案、7ページに新旧対象表を載せております。

内容につきましては、高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の要件である、その属する機関、団体等のうち、「高知市立小中特別支援学校長会」の名称が、本年4月から「高知市立小中義務教育特別支援学校長会」に変更になったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして(3)「高知地区教科用図書採択協議会条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。資料集の8ページに条例議案、9ページに新旧対照表を載せております。内容につきましては、本年4月に義務教育学校を設置したことに伴い、義務教育学校において使用する教科用図書について、高知地区教科用図書採択協議会における採択に追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、(4)「高知市学校支援地域本部事業推進委員会条例制定議案」についてでございます。

資料集の10ページ、11ページに条例制定議案を載せております。内容につきましては、高知市立学校に通う児童生徒の健やかな成長を育むために、学校、家庭、地域が連携し、一体となって地域全体で学校を支援することを目的として、本年度から国の制度を活用して取り組むことといたしました学校支援地域本部事業を円滑に実施するために必要な事項について、調査及び審議を行うため、推進委員会を設置する条例を制定するものでございます。なお、今回提出いたしました条例議案につきましては、市議会本会議におきまして、承認をいただいております。私の方からは、説明以上でございます。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

続きまして「平成28年6月市議会個人質問概要について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

教育政策課の吉本です。A4ホッチキス止めの資料、平成28年6月議会個人質問概要（教育委員会関係）と書いてあります資料をご覧ください。6月8日から6月23日までの期間で行われました6月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる個人質問の概要について、簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員19人中11人の議員から、全部で45問の質問がありました。多岐にわたって質問がございましたが、主な内容について、抜粋してご報告を申し上げます。多かった質問といたしましては、「教職員の健康管理」について5問、「校区の見直し」や「就学援助」に関してそれぞれ4問の質問がございました。その他にも「主権者教育」、「学校給食における地産地消の推進」、「中学校給食の実施」、「旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査」、「民具館の管理等」に関する質問などもございました。詳細につきましては、後ほど資料をご覧くださいだけだと思います。報告は以上です。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

続きまして「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校の決定について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の和田でございます。この件につきましては、前回5月定例会の場におきまして、「特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会」について報告させていただきました。本日は、その審査を受けまして、事業の実施校を決定したこと、そして配当額を決定したということについて、ご報告を申し上げたいと思います。

お手元の資料をご覧ください。表面1から5の項目につきましては、前回5月の定例会で報告させていただきましたので、本日は省略させていただきます。裏面をご覧ください。6番の「事業実施校及び取組内容・配当額について」という一覧がございます。この一覧表にありますとおり、12校、小学校8校、中学校4校の実施校を決定いたしました。それとともに、それぞれ事業費も配当させていただきました。

審査会からもいろいろご意見いただきまして、それを反映しつつ、今年度は申請してきた学校12校全てについて事業実施校として予算を配当いたしました。

ちなみに1番から8番までが小学校、9番から12番、4校が中学校ということになります。学校名の下にあります(初)というのは、昨年、今年度とこの事業を展開してまいりましたが、初めて本年度取り組む学校でございます。(2)と書いてありますのは、27年に引続き2回目の実施の学校となります。ちなみに2回目の実施校は合計7校ということになります。

次に、特徴的な6校についての取組、審査内容についてご説明をいたします。まず4番の布師田小学校になります。この学校は、「スポ育プロジェクト」といった、学校と地域の連携した形の事業を展開しています。地域には、布師田ぴかっとクラブ、若衆会、愛仁園、青少協、PTAといった各種地域の団体あるいは保護者の皆様方が、この事業によりましてスポーツ教室を運営します。そして子どもたちにスポーツの楽しさやルールを伝えながら、子どもたちの自尊感情を高めるとともに、何事にも積極的に取り組もうとする姿を育てていく取組でございます。主に、土日を活用しまして、マット運動教室、跳び箱運動教室、陸上、ドッジボール、バウンドテニス、リズムダンス、スポーツチャンバラ等多岐にわたるスポーツ活動の教室を開くようにしております。特にこの校区には、児童養護施設、愛仁園がございますので、そういった中での子どもさんたちへの支援を考えているようでございます。

続きまして、5番の久重小学校でございます。この久重地区には、校区に外国人の方が在住しておりまして、その外国人の方を外国語活動の講師として招聘いたしまして、学校における外国語教育を推進していく取組でございます。

そして6番の朝倉小学校ですが、校区に高知大学がございます。この高知大学の、特に教員を目指している学生を、マイティーチャーという制度を学校が作りまして、児童への学習支援を行うこととすとか、あるいは学生さんたちを、校内で展開しております授業研、それから校内研修に参加を促しながら、ともに学んでいく取組となっております。2年目の実施となります。

そして、次に9番の城西中学校でございますが、この学校は観光教育の一環ということで、2月に開かれました龍馬マラソンで、「城西龍馬新聞」を配布します。中身につきましては、高知の観光内容のアピールとか、あるいは龍馬マラソンで途中棄権された方への励ましを含めた意味の内容の新聞作成となっております。是非、来年も高知に来ていただきたいと、もてなしの心、応援の心を持った新聞づくりを目指すこととなります。

そして次に、10番の潮江中学校でございます。現在、校内に無線クラブを設置しておりまして、地域の方と連携しながら、防災拠点としての活用を実践しているところでございます。大変、地域からの協力もありまして、無線機は無償で設置しております。数人の生徒は、昨年4級の無線従事者免許を保持しておりまして、今後もこの活動をさらに推進していくために、本事業の事業費を活用いたしまして、その無線従事者免許を保持する生徒を増やしながら、活動を活発化し、より学校と地域が連携した防災の向上に努めていく内容でございます。

そして最後に11番の横浜中学校ですが、この学校はこれまでも地域と連携した取組とかボランティア活動が大変充実した学校となっております。横浜中学校で「よこびよん」というキャラクターがありますが、是非これを次に活かすために、マスコットキャラクターづくり、着ぐるみを作成したいという申請がありました。以上6校が、特に特色あるところでございました。

さて、この一覧にもありますが、希望予算額に対して配当額が極端に少ない学校もあります。これについては、2つ大きな理由がございます。申請のあった取組内容の全てに配当するというのではなくて、審査された方々のご意見、ご評価もいただきながら、この学校のこの取組には配当するといった、的を絞った形で配当していただきたいといったご意見をいただきましたので、配当額が希望額と違うということになっていきます。また、今年度、事業の予算額が195万7千円ですので、

審査会での審査結果とかご意見を基にしながら、配当させていただきました。今年度は、この事業についてこのように配当金額と実施校の決定ということになっています。

なお、来年度もこの事業は継続していきたいと考えておりますので、何かご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。以上です。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

谷委員

大変良い取組だと思います。地域と連携して、地域の教育力を生かして学校がやる気を持って取り組む中に、お金を配当するという、あの望ましい、企画も良いと思いますし、それぞれの学校の中身が非常に良いと思います。

そして、地域と一緒にあって、保護者と一緒になって教育をすることが、いろんな教育課題を克服する基になるし、学力面でも良い影響が出てきます。だから一層続けていただきたい、素晴らしいと思います。

教育政策課教育企画監

ありがとうございます。

西森委員

こういうコンペをやった時に、平等に、角が立たないようにとか世間にはそういったこともあると思いますが、私が計算をしたら低いところが16%、高いところが94.6%と、結構かつちりやっているとこの感じがしました。緊張感もあるし、話題性もあるし、素晴らしいと思ったのですが、ちょっと懸念したのが、これで予算額が極端に低い場合に実施できないところが出てきたら、そういう場合はどうするのですか。

教育政策課教育企画監

そのあたりは事前に校長先生ともご相談させていただいています。

横田教育長

内示の話をしたわけですね。

西森委員

審査が出た後、プレゼンをしてから審査が出るまでの間にということですか。審査が出た後ですよ。

教育政策課教育企画監

(審査が) 出た後、決まった後です。

横田教育長

これは支出科目ごとに、こういう経費にいくらという内訳をもらって審査していますよね。

教育政策課教育企画監

その中で吟味しながら、相談させていただいています。

横田教育長

他にご意見等ございませんか。

委員一同

————— 【は ー い】 —————

横田教育長

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署 名

教 育 長

4 番 委 員
